

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第113号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「消防同意事務センター」を「消防指導センター」に改める。

第4条第8項中「担当課長」を「担当部長及び担当課長」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項表以外の部分中「及び課」を「、課及びセンター」に改め、同項の表を次のように改める。

部、室又は学校の名称	課の名称	センターの名称	係長の職名
総務部	総務課		庶務係長 企画係長 文書法務係長 広報係長 経理係長
	人事課		人事係長 職員係長 給与係長 健康安全係長
	施設課		施設係長 企画設計係長
消防団・自主防災推進室			消防団係長 消防団事業推進係長 自主防災推進係長
予防部	予防課		予防係長 調査鑑識係長 査察係長 文化財係長
	指導課		設備企画係長 危険物係長 保安係長
消防指導センター			設備第一係長 設備第二係長 設備第三係長 設備第四係長 消防同意係長
警防部	警防課		警防管理係長 計画係長 消防係長 救助係長 訓練装備係長
	情報指令課		情報管理係長 通信係長 指令係長
	救急課		救急管理係長 救急指導係長

消 防 学 校	教育管理課	教育管理係長 教育指導係長 救急教育係長 救命講習係長
---------	-------	-----------------------------

第4条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 消防指導センターに設備第一課長及び設備第二課長を置く。

第5条第1項中「自主防災推進課長」の右に「、設備第一課長、設備第二課長」を加え、「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条第4項中「自主防災推進課長」の右に「、設備第一課長、設備第二課長」を加え、「、担当課長補佐」を削り、同条第10項を削る。

第8条第1項予防部の款指導課の項第1号に次のただし書を加える。

ただし、消防指導センターの所管に属するものを除く。

第8条第1項予防部の款指導課の項第5号中「消防同意事務センター」を「消防指導センター」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 液化石油ガスの規制に関すること。

第8条第2項各号列記以外の部分中「消防同意事務センター」を「消防指導センター」に改め、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置の届出に係る検査等に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)